

議案第39号

平成28年度藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成28年度藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )		( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
		収 入		
第 1 款	病院事業収益	1,195,689 千円	△ 80,228 千円	1,115,461 千円
第 1 項	医 業 収 益	987,926 千円	△ 81,791 千円	906,135 千円
第 2 項	医 業 外 収 益	185,777 千円	△ 579 千円	185,198 千円
第 4 項	訪問看護ステーション収益	21,984 千円	2,142 千円	24,126 千円
		支 出		
第 1 款	病院事業費用	1,245,099 千円	△ 58,449 千円	1,186,650 千円
第 1 項	医 業 費 用	1,197,820 千円	△ 58,441 千円	1,139,379 千円
第 2 項	医 業 外 費 用	25,116 千円	△ 8 千円	25,108 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額25,465千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額155千円、過年度分損益勘定留保資金25,310千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額25,871千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額155千円、過年度分損益勘定留保資金25,716千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )		( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
		収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	83,733 千 円	△ 11,504 千 円	72,229 千 円
第 1 項	企 業 債	20,800 千 円	△ 5,500 千 円	15,300 千 円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	62,932 千 円	△ 6,004 千 円	56,928 千 円
		支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	109,198 千 円	△ 11,098 千 円	98,100 千 円
第 1 項	建 設 改 良 費	49,981 千 円	△ 11,098 千 円	38,883 千 円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の変更は次のとおりとする。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
器械備品購入	13,500千円	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	8,200千円	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
病棟設備改修工事	7,300千円				7,100千円			
計	20,800千円				15,300千円			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費の予定額を次のように改める。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
(1) 職 員 給 与 費	832,998 千円	△ 47,744 千円	785,254 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条に定めた他会計からこの会計へ補助する金額を次のように改める。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
(1) 収 益 的 収 入 補 助	97,076 千円	284 千円	97,360 千円
(2) 資 本 的 収 入 補 助	62,932 千円	△ 6,004 千円	56,928 千円

平成29年3月1日提出  
平成29年3月2日可決

藤岡市長 新 井 利 明